

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定による監督処分をしたので、次のとおり公告します。

平成二十七年一月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 監督処分をした年月日

平成二十六年十二月二十二日

二 監督処分を受けた建築士事務所 of 名称及び所在地

株式会社タニグチ工房

奈良市疋田町五二二番地の三 シャンティーあやめ池三〇二号

三 開設者の氏名

株式会社タニグチ工房 代表取締役 谷口隆一

四 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

二級建築士事務所

五 登録番号

奈良県知事登録第二〇一一（カ）一五九号

六 監督処分の内容

戒告

七 監督処分の原因となった事実

株式会社タニグチ工房の管理建築士である谷口隆一は、建築士法第十条第一項第一号の規定により、奈良県知事から戒告の懲戒処分を受けました。

このことが、建築士法第二十六条第二項第四号に該当します。